

旭川医科大学科学研究費補助金等に係る研究支援者取扱要項を廃止する要項

(令和6年6月12日学長裁定)

旭川医科大学科学研究費補助金等に係る研究支援者取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和6年6月12日から実施する。

【制定理由】

科学研究費補助金等の使用ルールの変更により、業務効率化を図るため、本要項を廃止するものである。